水銀ライフサイクルと水俣条約の関係

資料5

一次鉱出

(§ 3-3)

鉱業法改正もしくは新法 による措置 (実態なし)

環境への排出

大気への排出

(§8)

中環審大気部会における検討

水・土壌への放出

(§9)

水質汚濁防止法で担保済

インベントリー作成 (§ 8-7,9-6)

水銀の越境移動

水銀の輸出入

(§ 3-6,8)

外為法等改正もしくは新法による措置

水銀添加製 品の輸出入 (§ 4-5)

外為法等改正もしく は新法による措置

水銀の使用

水銀添加製品の製造

(§4)

新法による措置

水銀の暫定保管

(§10)

新法による措置

特定製造工程での水銀の使用

(§5) 新法による措置

人力小規模金採掘

(§7)

鉱業法改正もしくは新法による措置 (実態なし)

廃棄

水銀廃棄物

(§11)

<廃掃法上の廃棄物>

中環審循環部会における検討

<パーゼル条約上の廃 棄物> 新法による措置

汚染サイト

(§12)

土壌汚染対策法及び水 質汚濁防止法で担保済

実施計画 (§ 20等)

資金メカニズム(§13)、技術支援(§14)、健康上の側面(§16)、情報交換(§17)、公衆のための情報・啓発と教育(§18)、研究・開発・モニタリング(§19)等